

相談者（Aさん） 交渉術も二回目ですので具体的な対応方法について教えて下さい。先日の案件は、土木工事の発注に問題があつたもので、相手方が土木課の担当職員のところに毎日クレームを言いに来るばかりか、最近では自宅にまで押しかけて来ることから、職員がノイローゼになつてしましました。

弁護士 その案件では、土木課全体としてクレーム処理を行う態勢ができていたのでしようか。

Aさん 上司によれば、まずは問題を生じさせた担当職員の責任で処理させるという方針だつたようです。

弁護士 それはまずいですね。自治体の職務に起因した問題であれば、「組織として対応すること」を大前提とすべきです。担当職員個人に後始末を押しつけてしまうことは、解決を難しくするだけでなく、解決の透明性をも損ねてしまいます。

Aさん そう言えば、昔の案件ですが、町に迷惑を掛けられないということで、職員が身銭を切つて解決したという話を聞いたことがあります。

弁護士 一番良くない解決ですね。クレームを受けられることを役場が必要以上に気にし過ぎることが、原因の一つかもしれません。

今の時代はトラブルが起きること、そしてク

たら良いのか具体的に教えて下さい。

Aさん 組織として対応するためにはどうしたら良いのか具体的に教えて下さい。

弁護士 組織としてクレーム対応のマニュアルを整備して、それを職員に周知させて、問題が起きても慌てずに対応できる態勢を作つておくことが必要です。

Aさん そういうえば、企画課で他の市町村のクレーム対応マニュアルを取り寄せて検討していると聞きました。それが完成すれば対策も万全ですね。

弁護士 マニュアルを検討して作成することはとても意義のあることです。しかしながら、往々にして作成したこと 자체で満足してしまうという傾向があることに注意すべきです。マニュアルをいかにして有効利用するのか工夫することが大切なのです。

Aさん マニュアルにはどのような内容が盛り込まれるのでしょうか。

弁護士 前回お話ししたことも含めて、次の十項目に整理してみました。

- ①交渉の相手に対する徹底的な情報収集
- ②複数人で応対し、情報を共有すること
- ③最終責任者は応対に参加させないこと
- ④対応者の役割分担を決めておくこと
- ⑤録音を有効に利用すること
- ⑥あらかじめ面談時間を制限しておくこと
- ⑦論争はできるだけ回避すること

法律に強くなる！
連載【まちづくりの法律相談】 第55回
**行政上のトラブルを
めぐる交渉術②**

⑧念書や謝罪文等の要求は拒否すること

⑨面談の状況を正確に記録化しておくこと

⑩必要に応じて、警察・弁護士とコンタクトを取つておくこと

Aさん 情報の収集はどうすれば良いのでしょうか。

弁護士 相手方がどのような人なのか、その真意が何なのかを探ることは交渉にとって必要不可欠です。役場内外で多様な情報を集める努力をすべきです。最近はインターネットでも沢山情報が取れます。その情報は玉石混濁ですので、セレクトが必要です。なお自治体が行政として保有しているオフィシャルな個人情報を使うことは基本的に避けるべきです。

Aさん 論争を回避するというのはどういう意味でしょうか。

弁護士 事実に対する認識に大きな差異がある場合に、そのことを議論しても話は進まないことが多いのです。また、通達の解釈の仕方が全然違っている場合なども同様です。そのような場合には、何時までも議論していくで、「私どもの認識は違いますが、あなたの主張はそうであるとお聞きしておきます。次のテーマに移りましょう。」と言つて交渉テーマを変えていくことです。

Aさん 難しい相手方との交渉の際に、「謝

おくことが大切です。

Aさん 「交渉における正当性」とは耳慣れませんが、どういう意味なのですか。

弁護士 交渉が必要なケースというのは、どちらにも一定の言い分があつて対立しているわけです。そのような交渉に臨む場合は、事実認識、法的な検討、交渉の過程という三つの面において自らの正当性を確保しながら行うことが必要です。事実認識と法的な正当性は裁判等と同じように、周到に事実関係と法的な問題を検討して、自らの立場の正当性を説明できるようにしておくことが必要です。



は無かつたことにする」と言われることがあらようですが、それで円満に治まるのであれば、文書を出すという解決でも良いように思ふのですが如何でしょうか。

弁護士 いやいや、謝罪文や念書は原則的に出すべきではありません。文書をもらえば、それで引き下がるという話を鵜呑みにできない場合が多いからです。文書を手にしたことで、勢いづいてますます要求がエスカレートすることや、文書が一人歩きしてしまって、後に自治体や首長を糾弾するような形で使われてしまつたという例を経験しています。

Aさん 交渉する場合の考え方の鉄則のようないいのがあれば教えて下さい。

弁護士 「交渉における正当性」を確保して

Aさん 良く解りました。次回は具体的な事案を基にして教えていただくことにします。

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員